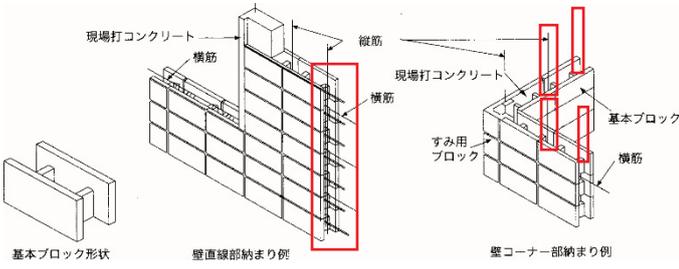
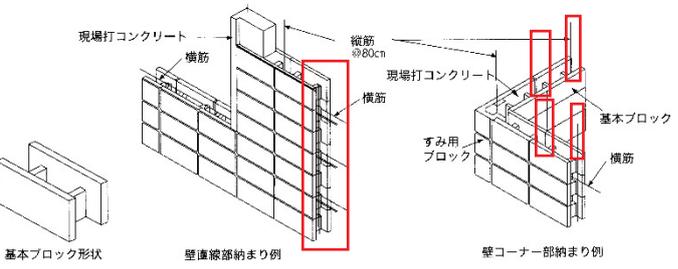
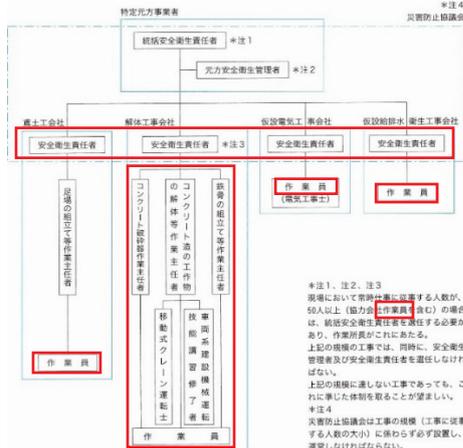


【補足事項】 ※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加部分は、下線部を参照してください。
 ※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)	(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)
[表記・用語の統一 (例：職場→事業所 など)] 耳栓、耳せん→聴覚保護具 (耳栓) 誘導員→誘導者	

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
	前扉と まえがき の間	(1ページ削除)		前扉と まえがき の間	
2	下から 3行目	なお、鉄骨造と鉄骨鉄筋コンクリート造が組み合わされた混合造を解体する場合は、～	2	下から 3行目	なお、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造が組み合わされた混合造を解体する場合は、～
10	図 2-1-8	(赤枠内を右記に差し替え)	10	図 2-1-8	
11	図 2-1-10	(赤枠内を右記に差し替え)	11	図 2-1-10	

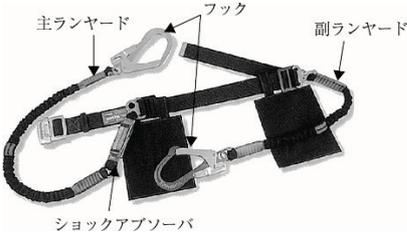
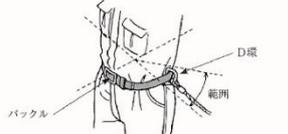
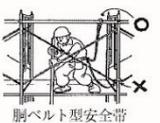
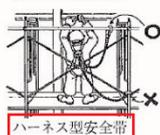
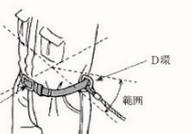
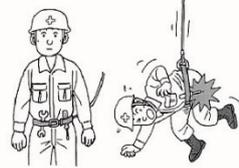
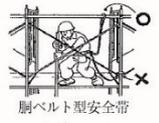
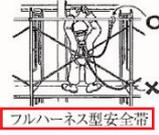
(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
13	上から 1 行目	③ HPC造	13	上から 1 行目	③ HPC造 (鉄骨プレキャストコンクリート造)
14	図 2-1-5	(赤枠内を右記に差し替え)	14	図 2-1-5	
					
22	表 2-1-1 注)	注) 解体工作物に石綿が使用されている場合は、「石綿作業主任者」の選任が必要となる。	22	表 2-1-1 注)	注) <u>建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者による使用実態調査のうえ</u> 、解体工作物に石綿が使用されていることが判明した場合は、「石綿作業主任者」の選任が必要となる。
28	上から 6 行目	<u>ブレーカ</u> によるコンクリート建築物の解体工法に比べ～	28	上から 6 行目	<u>大型ブレーカ</u> によるコンクリート建築物の解体工法に比べ～
40	上から 15 行目	k 石綿作業主任者技能講習修了者	40	上から 15 行目	k <u>建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者</u> l <u>石綿作業主任者</u>
40	下から 2 行目の上	(右記の文章を追加)	40	下から 1 行目	<u>石綿則第3条に基づく建築物等の解体・改修時の「事前調査及び分析調査」は、施工者にその実施が義務づけられている。</u> <u>事前調査とは、石綿による作業者の健康障害を防止するため、各建材について、石綿の有無を判断するために行うものである。</u>
41	上から 1 行目	～の有無、敷地 <u>四周</u> の状況等を調査する。	41	上から 6 行目	～の有無、敷地 <u>周囲</u> の状況等を調査する。
46	図 2-3-3	(赤枠内を右記に差し替え)	46	図 2-3-3	
					

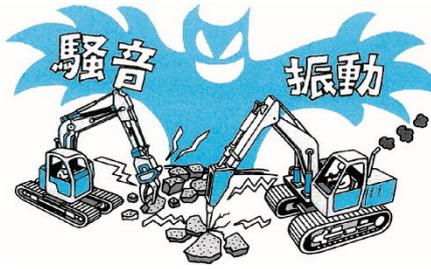
(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)																																																																																																																																																																																																														
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																																																																																																																																																																												
48	表 2-3-3	(赤枠内を右記に差し替え)	48	表 2-3-3																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>許可申請・届出</th> <th>提出先</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">仮建物</td> <td>工事用仮設建物概要報告書</td> <td>市町村</td> <td>着工前</td> <td>敷地内仮設建物</td> <td>建築基準法85の2</td> </tr> <tr> <td>道路占用許可申請</td> <td>道路管理者</td> <td>10～40日前</td> <td>足場、仮囲い、養生構台</td> <td>道路法32</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道路</td> <td>道路自費工事許可申請</td> <td>道路管理者</td> <td>開始1カ月前</td> <td>歩道防護、ガードレール一時撤去、標識移設等</td> <td>道路法24</td> </tr> <tr> <td>特殊車両通行許可申請</td> <td>道路管理者</td> <td>20～30日前</td> <td>許可証の交付</td> <td>道路法47の2</td> </tr> <tr> <td>沿道掘削申請</td> <td>道路管理者</td> <td>20～50日前</td> <td>国道・都道府県道などにより異なる</td> <td>道路法44</td> </tr> <tr> <td>道路使用許可申請</td> <td>警察署</td> <td>2～7日前</td> <td>道路占用、道路自費工事、特殊車両通行許可等に伴う届出(道路占用に伴うものは占用許可申請と同時に提出する)</td> <td>道交法77</td> </tr> <tr> <td>通行禁止道路通行許可申請</td> <td>警察署</td> <td>約2日前</td> <td>大型重機の搬入・搬出</td> <td>道交法8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公害</td> <td>特定建設作業実施届</td> <td>市町村(公害係)</td> <td>開始7日前</td> <td>各施行令別表第2に定める特定建設作業</td> <td>騒音規制法14 振動規制法14</td> </tr> <tr> <td>火薬類消費消費許可申請</td> <td>市町村</td> <td>1カ月前</td> <td>コンクリート破砕器は、150ヶ/日、1000ヶ/月以下は消費許可は不要</td> <td>火薬類取締法17、36</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火薬類</td> <td>危険物貯蔵取扱許可申請</td> <td>消防署</td> <td>15日前</td> <td>ガソリン200ℓ以上、灯油1000ℓ以上</td> <td>消防法11 危規令1の11</td> </tr> <tr> <td>圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届</td> <td>消防署</td> <td>2～3日前</td> <td>アセチレン40kg以上の時</td> <td>消防法9の2 危規令1の10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>臨時電力電灯申込書</td> <td>電力会社</td> <td>30日前</td> <td>使用電力50kw未満の時</td> <td>電気事業法70～74</td> </tr> <tr> <td>給排水</td> <td>給水装置新設工事申込書</td> <td>水道局</td> <td>15～30日前</td> <td>給水条例</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">監督</td> <td>適用事業報告書</td> <td>監督署</td> <td>現場開設時</td> <td></td> <td>労働基準法8 労基則57</td> </tr> <tr> <td>特定元方事業開始報告</td> <td>監督署</td> <td>現場開設時</td> <td></td> <td>安衛法15の1～3 安衛則664</td> </tr> <tr> <td>建設物機械等設置届</td> <td>監督署</td> <td>30日前</td> <td>つり足場、張出し足場、高さ10m以上の足場を60日以上設置する時</td> <td>安衛法88 安衛則85、86、92の2、92の3</td> </tr> <tr> <td>建設工事計画届</td> <td>監督署</td> <td>14日前</td> <td>高さ31mを超える建物の解体、深さ10m以上の掘削、吹付け石綿の除去、石綿含有保温材・耐熱材・耐火被覆材等の除去</td> <td>安衛法88の3 安衛則90</td> </tr> <tr> <td>建設物解体等作業届</td> <td>監督署</td> <td>作業開始前</td> <td></td> <td>石綿則5</td> </tr> </tbody> </table>				許可申請・届出	提出先	提出時期	備考	法令	仮建物	工事用仮設建物概要報告書	市町村	着工前	敷地内仮設建物	建築基準法85の2	道路占用許可申請	道路管理者	10～40日前	足場、仮囲い、養生構台	道路法32	道路	道路自費工事許可申請	道路管理者	開始1カ月前	歩道防護、ガードレール一時撤去、標識移設等	道路法24	特殊車両通行許可申請	道路管理者	20～30日前	許可証の交付	道路法47の2	沿道掘削申請	道路管理者	20～50日前	国道・都道府県道などにより異なる	道路法44	道路使用許可申請	警察署	2～7日前	道路占用、道路自費工事、特殊車両通行許可等に伴う届出(道路占用に伴うものは占用許可申請と同時に提出する)	道交法77	通行禁止道路通行許可申請	警察署	約2日前	大型重機の搬入・搬出	道交法8	公害	特定建設作業実施届	市町村(公害係)	開始7日前	各施行令別表第2に定める特定建設作業	騒音規制法14 振動規制法14	火薬類消費消費許可申請	市町村	1カ月前	コンクリート破砕器は、150ヶ/日、1000ヶ/月以下は消費許可は不要	火薬類取締法17、36	火薬類	危険物貯蔵取扱許可申請	消防署	15日前	ガソリン200ℓ以上、灯油1000ℓ以上	消防法11 危規令1の11	圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	2～3日前	アセチレン40kg以上の時	消防法9の2 危規令1の10	電気	臨時電力電灯申込書	電力会社	30日前	使用電力50kw未満の時	電気事業法70～74	給排水	給水装置新設工事申込書	水道局	15～30日前	給水条例	監督	適用事業報告書	監督署	現場開設時		労働基準法8 労基則57	特定元方事業開始報告	監督署	現場開設時		安衛法15の1～3 安衛則664	建設物機械等設置届	監督署	30日前	つり足場、張出し足場、高さ10m以上の足場を60日以上設置する時	安衛法88 安衛則85、86、92の2、92の3	建設工事計画届	監督署	14日前	高さ31mを超える建物の解体、深さ10m以上の掘削、吹付け石綿の除去、石綿含有保温材・耐熱材・耐火被覆材等の除去	安衛法88の3 安衛則90	建設物解体等作業届	監督署	作業開始前		石綿則5	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>許可申請・届出</th> <th>提出先</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">仮建物</td> <td>工事用仮設建物概要報告書</td> <td>市町村</td> <td>着工前</td> <td>敷地内仮設建物</td> <td>建築基準法85の2</td> </tr> <tr> <td>道路占用許可申請</td> <td>道路管理者</td> <td>10～40日前</td> <td>足場、仮囲い、養生構台</td> <td>道路法32</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道路</td> <td>道路自費工事許可申請</td> <td>道路管理者</td> <td>開始1カ月前</td> <td>歩道防護、ガードレール一時撤去、標識移設等</td> <td>道路法24</td> </tr> <tr> <td>特殊車両通行許可申請</td> <td>道路管理者</td> <td>20～30日前</td> <td>許可証の交付</td> <td>道路法47の2</td> </tr> <tr> <td>沿道掘削申請</td> <td>道路管理者</td> <td>20～50日前</td> <td>国道・都道府県道などにより異なる</td> <td>道路法44</td> </tr> <tr> <td>道路使用許可申請</td> <td>警察署</td> <td>2～7日前</td> <td>道路占用、道路自費工事、特殊車両通行許可等に伴う届出(道路占用に伴うものは占用許可申請と同時に提出する)</td> <td>道交法77</td> </tr> <tr> <td>通行禁止道路通行許可申請</td> <td>警察署</td> <td>約2日前</td> <td>大型重機の搬入・搬出</td> <td>道交法8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公害</td> <td>特定建設作業実施届</td> <td>市町村(公害係)</td> <td>開始7日前</td> <td>各施行令別表第2に定める特定建設作業</td> <td>騒音規制法14 振動規制法14</td> </tr> <tr> <td>火薬類消費消費許可申請</td> <td>市町村</td> <td>1カ月前</td> <td>コンクリート破砕器は、150ヶ/日、1000ヶ/月以下は消費許可は不要</td> <td>火薬類取締法17、36</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火薬類</td> <td>危険物貯蔵取扱許可申請</td> <td>消防署</td> <td>15日前</td> <td>ガソリン200ℓ以上、灯油1000ℓ以上</td> <td>消防法11 危規令1の11</td> </tr> <tr> <td>圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届</td> <td>消防署</td> <td>2～3日前</td> <td>アセチレン40kg以上の時</td> <td>消防法9の2 危規令1の10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>臨時電力電灯申込書</td> <td>電力会社</td> <td>30日前</td> <td>使用電力50kw未満の時</td> <td>電気事業法70～74</td> </tr> <tr> <td>給排水</td> <td>給水装置新設工事申込書</td> <td>水道局</td> <td>15～30日前</td> <td>給水条例</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">監督</td> <td>適用事業報告書</td> <td>監督署</td> <td>現場開設時</td> <td></td> <td>労働基準法8 労基則57</td> </tr> <tr> <td>特定元方事業開始報告</td> <td>監督署</td> <td>現場開設時</td> <td></td> <td>安衛法15の1～3 安衛則664</td> </tr> <tr> <td>建設物機械等設置届</td> <td>監督署</td> <td>30日前</td> <td>つり足場、張出し足場、高さ10m以上の足場を60日以上設置する時</td> <td>安衛法88 安衛則85、86、92の2、92の3</td> </tr> <tr> <td>建設工事計画届</td> <td>監督署</td> <td>14日前</td> <td>高さ31mを超える建物の解体、深さ10m以上の掘削、吹付け石綿の除去、石綿含有保温材・耐熱材・耐火被覆材等の除去</td> <td>安衛法88の3 安衛則90</td> </tr> <tr> <td>建設物解体等作業届</td> <td>監督署</td> <td>作業開始前</td> <td></td> <td>石綿則5</td> </tr> </tbody> </table>				許可申請・届出	提出先	提出時期	備考	法令	仮建物	工事用仮設建物概要報告書	市町村	着工前	敷地内仮設建物	建築基準法85の2	道路占用許可申請	道路管理者	10～40日前	足場、仮囲い、養生構台	道路法32	道路	道路自費工事許可申請	道路管理者	開始1カ月前	歩道防護、ガードレール一時撤去、標識移設等	道路法24	特殊車両通行許可申請	道路管理者	20～30日前	許可証の交付	道路法47の2	沿道掘削申請	道路管理者	20～50日前	国道・都道府県道などにより異なる	道路法44	道路使用許可申請	警察署	2～7日前	道路占用、道路自費工事、特殊車両通行許可等に伴う届出(道路占用に伴うものは占用許可申請と同時に提出する)	道交法77	通行禁止道路通行許可申請	警察署	約2日前	大型重機の搬入・搬出	道交法8	公害	特定建設作業実施届	市町村(公害係)	開始7日前	各施行令別表第2に定める特定建設作業	騒音規制法14 振動規制法14	火薬類消費消費許可申請	市町村	1カ月前	コンクリート破砕器は、150ヶ/日、1000ヶ/月以下は消費許可は不要	火薬類取締法17、36	火薬類	危険物貯蔵取扱許可申請	消防署	15日前	ガソリン200ℓ以上、灯油1000ℓ以上	消防法11 危規令1の11	圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	2～3日前	アセチレン40kg以上の時	消防法9の2 危規令1の10	電気	臨時電力電灯申込書	電力会社	30日前	使用電力50kw未満の時	電気事業法70～74	給排水	給水装置新設工事申込書	水道局	15～30日前	給水条例	監督	適用事業報告書	監督署	現場開設時		労働基準法8 労基則57	特定元方事業開始報告	監督署	現場開設時		安衛法15の1～3 安衛則664	建設物機械等設置届	監督署	30日前	つり足場、張出し足場、高さ10m以上の足場を60日以上設置する時	安衛法88 安衛則85、86、92の2、92の3	建設工事計画届	監督署	14日前	高さ31mを超える建物の解体、深さ10m以上の掘削、吹付け石綿の除去、石綿含有保温材・耐熱材・耐火被覆材等の除去	安衛法88の3 安衛則90	建設物解体等作業届	監督署	作業開始前		石綿則5
	許可申請・届出	提出先	提出時期	備考	法令																																																																																																																																																																																																												
仮建物	工事用仮設建物概要報告書	市町村	着工前	敷地内仮設建物	建築基準法85の2																																																																																																																																																																																																												
	道路占用許可申請	道路管理者	10～40日前	足場、仮囲い、養生構台	道路法32																																																																																																																																																																																																												
道路	道路自費工事許可申請	道路管理者	開始1カ月前	歩道防護、ガードレール一時撤去、標識移設等	道路法24																																																																																																																																																																																																												
	特殊車両通行許可申請	道路管理者	20～30日前	許可証の交付	道路法47の2																																																																																																																																																																																																												
	沿道掘削申請	道路管理者	20～50日前	国道・都道府県道などにより異なる	道路法44																																																																																																																																																																																																												
	道路使用許可申請	警察署	2～7日前	道路占用、道路自費工事、特殊車両通行許可等に伴う届出(道路占用に伴うものは占用許可申請と同時に提出する)	道交法77																																																																																																																																																																																																												
	通行禁止道路通行許可申請	警察署	約2日前	大型重機の搬入・搬出	道交法8																																																																																																																																																																																																												
公害	特定建設作業実施届	市町村(公害係)	開始7日前	各施行令別表第2に定める特定建設作業	騒音規制法14 振動規制法14																																																																																																																																																																																																												
	火薬類消費消費許可申請	市町村	1カ月前	コンクリート破砕器は、150ヶ/日、1000ヶ/月以下は消費許可は不要	火薬類取締法17、36																																																																																																																																																																																																												
火薬類	危険物貯蔵取扱許可申請	消防署	15日前	ガソリン200ℓ以上、灯油1000ℓ以上	消防法11 危規令1の11																																																																																																																																																																																																												
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	2～3日前	アセチレン40kg以上の時	消防法9の2 危規令1の10																																																																																																																																																																																																												
電気	臨時電力電灯申込書	電力会社	30日前	使用電力50kw未満の時	電気事業法70～74																																																																																																																																																																																																												
	給排水	給水装置新設工事申込書	水道局	15～30日前	給水条例																																																																																																																																																																																																												
監督	適用事業報告書	監督署	現場開設時		労働基準法8 労基則57																																																																																																																																																																																																												
	特定元方事業開始報告	監督署	現場開設時		安衛法15の1～3 安衛則664																																																																																																																																																																																																												
	建設物機械等設置届	監督署	30日前	つり足場、張出し足場、高さ10m以上の足場を60日以上設置する時	安衛法88 安衛則85、86、92の2、92の3																																																																																																																																																																																																												
	建設工事計画届	監督署	14日前	高さ31mを超える建物の解体、深さ10m以上の掘削、吹付け石綿の除去、石綿含有保温材・耐熱材・耐火被覆材等の除去	安衛法88の3 安衛則90																																																																																																																																																																																																												
	建設物解体等作業届	監督署	作業開始前		石綿則5																																																																																																																																																																																																												
	許可申請・届出	提出先	提出時期	備考	法令																																																																																																																																																																																																												
仮建物	工事用仮設建物概要報告書	市町村	着工前	敷地内仮設建物	建築基準法85の2																																																																																																																																																																																																												
	道路占用許可申請	道路管理者	10～40日前	足場、仮囲い、養生構台	道路法32																																																																																																																																																																																																												
道路	道路自費工事許可申請	道路管理者	開始1カ月前	歩道防護、ガードレール一時撤去、標識移設等	道路法24																																																																																																																																																																																																												
	特殊車両通行許可申請	道路管理者	20～30日前	許可証の交付	道路法47の2																																																																																																																																																																																																												
	沿道掘削申請	道路管理者	20～50日前	国道・都道府県道などにより異なる	道路法44																																																																																																																																																																																																												
	道路使用許可申請	警察署	2～7日前	道路占用、道路自費工事、特殊車両通行許可等に伴う届出(道路占用に伴うものは占用許可申請と同時に提出する)	道交法77																																																																																																																																																																																																												
	通行禁止道路通行許可申請	警察署	約2日前	大型重機の搬入・搬出	道交法8																																																																																																																																																																																																												
公害	特定建設作業実施届	市町村(公害係)	開始7日前	各施行令別表第2に定める特定建設作業	騒音規制法14 振動規制法14																																																																																																																																																																																																												
	火薬類消費消費許可申請	市町村	1カ月前	コンクリート破砕器は、150ヶ/日、1000ヶ/月以下は消費許可は不要	火薬類取締法17、36																																																																																																																																																																																																												
火薬類	危険物貯蔵取扱許可申請	消防署	15日前	ガソリン200ℓ以上、灯油1000ℓ以上	消防法11 危規令1の11																																																																																																																																																																																																												
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	2～3日前	アセチレン40kg以上の時	消防法9の2 危規令1の10																																																																																																																																																																																																												
電気	臨時電力電灯申込書	電力会社	30日前	使用電力50kw未満の時	電気事業法70～74																																																																																																																																																																																																												
	給排水	給水装置新設工事申込書	水道局	15～30日前	給水条例																																																																																																																																																																																																												
監督	適用事業報告書	監督署	現場開設時		労働基準法8 労基則57																																																																																																																																																																																																												
	特定元方事業開始報告	監督署	現場開設時		安衛法15の1～3 安衛則664																																																																																																																																																																																																												
	建設物機械等設置届	監督署	30日前	つり足場、張出し足場、高さ10m以上の足場を60日以上設置する時	安衛法88 安衛則85、86、92の2、92の3																																																																																																																																																																																																												
	建設工事計画届	監督署	14日前	高さ31mを超える建物の解体、深さ10m以上の掘削、吹付け石綿の除去、石綿含有保温材・耐熱材・耐火被覆材等の除去	安衛法88の3 安衛則90																																																																																																																																																																																																												
	建設物解体等作業届	監督署	作業開始前		石綿則5																																																																																																																																																																																																												
(注) 提出時期等については、提出先機関によって異なる場合があるため、あらかじめ確認すること。			(注) 提出時期等については、提出先機関によって異なる場合があるため、あらかじめ確認すること。																																																																																																																																																																																																														
49	上から9行目	② 工作物の建設年代、老朽度、増改築・ <u>曳家等の履歴</u>	49	上から9行目	② 工作物の建設年代、老朽度、増改築・ <u>ひきか 曳家等の履歴</u>																																																																																																																																																																																																												
50	上から7行目	② 上記調査結果に適応する作業計画を定め、関係 <u>労働者</u> に周知し、かつ、それにしたがった作業を行うこと。	50	上から7行目	② 上記調査結果に適応する作業計画を定め、関係 <u>作業</u> 者に周知し、かつ、それにしたがった作業を行うこと。																																																																																																																																																																																																												
50	上から11行目	④ 上記調査結果に適応する作業計画を定め、関係 <u>労働者</u> に周知し、かつ、それにしたがった作業を行うこと。	50	上から11行目	④ 上記調査結果に適応する作業計画を定め、関係 <u>作業</u> 者に周知し、かつ、それにしたがった作業を行うこと。																																																																																																																																																																																																												
50	下から2行目	～合図により当該作業関係者以外の <u>労働者</u> を避難させ、～	50	下から2行目	～合図により当該作業関係者以外の <u>作業</u> 者を避難させ、～																																																																																																																																																																																																												
55	下から7行目	① 解体重機を地盤面に据えて解体する地上作業は、 <u>ロングブーム圧砕機を使用することにより地上6階建(約20m)程度まで可能である。</u>	55	下から7行目	① 解体重機を地盤面に据えて解体する地上作業は、 <u>ブームの長さにより決定されるが、現在は約40m程度まで施工可能である。</u>																																																																																																																																																																																																												
57	下から5行目	～地上 <u>6階(約20m)</u> 程度の建物までは、地上からの解体作業が可能である。～	57	下から5行目	～地上 <u>11階(約40m)</u> 程度の建物までは、地上からの解体作業が可能である。～																																																																																																																																																																																																												

(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
64	図 3-2-5	(赤枠内を右記に差し替え)	64	図 3-2-5	
64	下から 3 行目	<p>⑥ 圧砕機及び大型ブレーカーを下階に移動する。</p> <p>⑦ コンクリート塊等を適宜搬出する。</p> <p>⑧ 養生足場を順次解体する。</p>	64	下から 4 行目	<p>⑥ サポート補強、解体</p> <p>⑦ 圧砕機及び大型ブレーカーを下階に移動する。</p> <p>⑧ コンクリート塊等を適宜搬出する。</p> <p>⑨ 養生足場を順次解体する。</p>
69	図 3-2-9	(赤枠内を右記に差し替え)	69	図 3-2-9	
72	上から 9 行目	⑤ ハンドブレーカー作業者は防じんマスク、 <u>防じんめがね</u> 、防振手袋、 <u>耳栓</u> など～	72	上から 9 行目	⑤ ハンドブレーカー作業者は防じんマスク、 <u>保護めがね</u> 、防振手袋、 <u>聴覚保護具(耳栓)</u> など～
73	上から 9 行目	⑤ 電気、水を使用する作業のため、端子の水濡れに注意し、 <u>感電事故</u> を防止する。	73	上から 9 行目	⑤ 電気、水を使用する作業のため、端子の水濡れに注意し、 <u>感電災害</u> を防止する。
78	上から 1 行目	a 地下内部の狭い空間での重機による解体作業は重機どうしの <u>衝突事故</u> や既存躯体との <u>接触事故</u> などがないように十分注意して行う (写真 3-3-1)。	78	上から 1 行目	a 地下内部の狭い空間での重機による解体作業は重機どうしの <u>衝突</u> や既存躯体との <u>接触</u> などがないように十分注意して行う (写真 3-3-1)。
83	下から 9 行目	a 地下内部の狭い空間での重機による解体作業は、重機どうしの <u>衝突事故</u> や既存躯体との <u>接触事故</u> などがないように十分注意深く行う。	83	下から 9 行目	a 地下内部の狭い空間での重機による解体作業は、重機どうしの <u>衝突</u> や既存躯体との <u>接触</u> などがないように十分注意深く行う。
89	上から 2 行目	～切梁や腹おこし、棚ぐい、山止め壁などの位置に <u>十分注意</u> し、～	89	上から 2 行目	～切梁や腹おこし、棚ぐい、山止め壁などの位置を <u>十分確認</u> し、～

(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
92	図 3-3-21	(赤枠内を右記に差し替え)	92	図 3-3-21	
95	上から 7 行目	③ 切断、つり降ろし作業時には、 <u>監視員</u> を配置し、～	95	上から 7 行目	③ 切断、つり降ろし作業時には、 <u>監視人</u> を配置し、～
97	下から 12 行目	③ 静的破砕剤の練りませ、充てん、シートがけ作業には、必ず保護めがね、 <u>ゴム手袋</u> を着用する。	97	下から 12 行目	③ 静的破砕剤の練りませ、充てん、シートがけ作業には、必ず保護めがね、 <u>化学防護手袋等の保護具</u> を着用する。
98	上から 15 行目の 下	(右記の文章を追加)	98	上から 15 行目の 下	※現在は、 <u>クレーンを使用したワイヤースー工法とハンドブレーカー工法の併用作業</u> も採用されている。
100	下から 12 行目	③ 転倒方向に正確に引き <u>ワイヤー</u> をかける。ただし、張力はかけずにたるませておく。	100	下から 12 行目	③ 転倒方向に正確に引き <u>ワイヤロープ</u> をかける。ただし、張力はかけずにたるませておく。
101	下から 2 行目	⑤ 引き <u>ワイヤー</u> は、計画書に定められた品質及び太さのものを使用する。損傷の有無、消耗度などを点検し、痛んだものは使用しない。	101	下から 2 行目	⑤ 引き <u>ワイヤロープ</u> は、計画書に定められた品質及び太さのものを使用する。損傷の有無、消耗度などを点検し、痛んだものは使用しない。
102	上から 1 行目	⑥ 引き <u>ワイヤー</u> は計画書に定められた位置に取り付ける。既存のタラップなどを利用して上部に昇る場合には、タラップの損傷の程度を十分検討し、危険の無いことを確認しなければならない。高所作業なので必ず安全帯を使用する。引き <u>ワイヤー</u> は深絞りとし、転倒方向中央に引き手を合わせる(図 3-5-5～6 参照)。	102	上から 1 行目	⑥ 引き <u>ワイヤロープ</u> は計画書に定められた位置に取り付ける。既存のタラップなどを利用して上部に昇る場合には、タラップの損傷の程度を十分検討し、危険の無いことを確認しなければならない。高所作業なので必ず安全帯を使用する。引き <u>ワイヤロープ</u> は深絞りとし、転倒方向中央に引き手を合わせる(図 3-5-5～6 参照)。
102	図 3-5-5	(赤枠内を右記に差し替え)	102	図 3-5-5	
102	図 3-5-6	図 3-5-6 <u>ワイヤー</u> 絞り図	102	図 3-5-6	図 3-5-6 <u>ワイヤロープ</u> 絞り図

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
103	上から 7行目	㊸ <u>引きワイヤー</u> に張力を与える場合には、～	103	上から 8行目	㊸ <u>引きワイヤロープ</u> に張力を与える場合には、～
103	下から 1行目	(右記の文章を追加)	103	下から 1行目	㊷ <u>石綿 (アスベスト) 含有建材</u> が使用されているか事前に調査し、解体前に処理を <u>すること。</u>
109	上から 3行目	内装の解体には、ハンマー、パール、 <u>鳶口</u> 、丸のこ、チェーンソー、ディスクサンダー、電動ケレン機、床材剥がし機等の機器・工具が用いられる (写真4-1-1～3)。	109	上から 3行目	内装の解体には、ハンマー、パール、 <u>鳶口</u> 、丸のこ、チェーンソー、ディスクサンダー、電動ケレン機、床材剥がし機等の機器・工具が用いられる (写真4-1-1～3)。
111	図 4-1-1	(赤枠内を右記に差し替え)	111	図 4-1-1	
<p>a: 酸素容器 d: 酸素ゴムホース g: アセチレン容器弁 b: 酸素容器弁 e: 吹管 h: アセチレン圧力調整弁 c: 酸素圧力調整器 f: 溶解アセチレン容器 i: アセチレンゴムホース</p> <p>切断用酸素導管 切断用酸素バルブ 握り管 酸素ホース口 アセチレンホース口 ガス混合室 加熱用アセチレンバルブ 混合ガス導管 加熱用酸素バルブ</p>			<p>a: 酸素容器 d: 酸素ゴムホース g: アセチレン容器弁 b: 酸素容器弁 e: 吹管 h: アセチレン圧力調整弁 (逆火防止弁) c: 酸素圧力調整器 f: 溶解アセチレン容器 i: アセチレンゴムホース</p> <p>切断用酸素導管 切断用酸素バルブ 握り管 酸素ホース口 アセチレンホース口 ガス混合室 加熱用アセチレンバルブ 混合ガス導管 加熱用酸素バルブ</p>		
117	上から 7行目	足場の種類としては、わく組足場、単管本足場、 <u>一側足場</u> 、丸太足場等がある。現在解体工事で最も多用されている足場は、わく組足場である。わく組足場は外壁などの解体時に上部を自立させることができ、また、構造物の解体に従い順次水平に足場を解体することができるなど、安全性及び作業性のバランスがよくとれている。したがって、外部足場としては、わく組足場が望ましい。	117	上から 7行目	足場の種類としては、わく組足場、単管本足場、 <u>一側足場*</u> 、丸太足場等がある。現在解体工事で最も多用されている足場は、わく組足場である。わく組足場は外壁などの解体時に上部を自立させることができ、また、構造物の解体に従い順次水平に足場を解体することができるなど、安全性及び作業性のバランスがよくとれている。したがって、外部足場としては、わく組足場が望ましい。 <u>※一側足場の使用範囲を明確化 (幅1メートル以上の場所では、二側足場の使用を義務づけた)</u>
122	上から 4行目	～鋼材等を取扱う場合は <u>皮手袋</u> 、～	122	上から 4行目	～鋼材等を取扱う場合は <u>かわ手袋</u> 、～
122	写真 4-3-1	(赤枠内を右記に差し替え)	122	写真 4-3-1	
<p>(皮手袋) (防振手袋) (溶接用手袋)</p>			<p>(かわ手袋) (防振手袋) (溶接用手袋)</p>		

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
123	写真 4-3-2	(赤枠内を右記に差し替え)	123	写真 4-3-2	
					
126	上から 2行目	安全帯は、厚生労働大臣が定める「 <u>安全帯の規格</u> 」に適合したものでなければならない。	126	上から 2行目	安全帯は、厚生労働大臣が定める「 <u>墜落制止用器具の規格</u> 」に適合したものでなければならない。
128	写真 4-3-6	(右記の写真に差し替え)	128	写真 4-3-6	
					
130	図 4-3-6	(赤枠内を右記に差し替え)	130	図 4-3-6	
<p style="text-align: center;">安全帯の正しい使い方</p> <p>1. 装着</p> <p>① 装着状態</p> <p>胴ベルト型 ハーネス型</p>   <p>・ベルトは腰骨のところに確実に装着する（落下時に足の方から抜けないようにする）。 ・バックルは正しく確実に装着する（②参照）。 ・安全帯のロープは物に引っかからないように収納袋に入れる。</p> <p>・肩ベルト部に腕を通した後、腿ベルト（2本）をバックルであそびのないよう長さを調節して装着する。 ・バックルは確実に連結し、ロックを確認する。</p> <p>② バックルにベルトをきちんと通す。 スライド式</p>  <p>③ フックは外れ止め装置と安全装置を同時に握って開口する。</p> <p>一般型フック 大型フック</p>   <p>④ D環の位置は身体の真横より前にこないようにする。</p>  <p>⑤ しの、スパナ、ドライバー等をベルトに刀差しにしないようにする。</p> <p>× 悪い例</p>  <p>2. ロープ、フックの取付け位置</p>  <p>胴ベルト型安全帯</p>  <p>ハーネス型安全帯</p>			<p style="text-align: center;">安全帯の正しい使い方</p> <p>1. 装着</p> <p>① 装着状態</p> <p>胴ベルト型 フルハーネス型</p>   <p>・ベルトは腰骨のところに確実に装着する（落下時に足の方から抜けないようにする）。 ・バックルは正しく確実に装着する（②参照）。 ・安全帯のロープは物に引っかからないように収納袋に入れる。</p> <p>・肩ベルト部に腕を通した後、腿ベルト（2本）をバックルであそびのないよう長さを調節して装着する。 ・バックルは確実に連結し、ロックを確認する。</p> <p>② バックルにベルトをきちんと通す。 スライド式</p>  <p>③ フックは外れ止め装置と安全装置を同時に握って開口する。</p> <p>一般型フック 大型フック</p>   <p>④ D環の位置は身体の本横より前にこないようにする。</p>  <p>⑤ しの、スパナ、ドライバー等をベルトに刀差しにしないようにする。</p> <p>× 悪い例</p>  <p>2. ロープ、フックの取付け位置</p>  <p>胴ベルト型安全帯</p>  <p>フルハーネス型安全帯</p>		

(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
152	下から 2 行目	また、 <u>接地したときは</u> 、電気係（電気工事士の資格のある者）に調べてもらうことも必要である。	152	下から 2 行目	また、 <u>地中に埋設してアースをとる場合には</u> 、電気係（電気工事士の資格のある者）に調べてもらうことも必要である。
154	下から 3 行目	a) アーク溶接作業は、特別教育を受けた者で <u>指名されたもの</u> が行う。	154	下から 3 行目	a) アーク溶接作業は、特別教育を受けた者が行う。
158	図	(右記の赤枠内の図を追加)	158	図	
					
167	上から 11 行目	<p>① 吹付けアスベスト</p> <p>吹付けアスベストは、昭和30年頃から鉄骨部材の耐火被覆、壁・天井等の吸音、断熱、結露防止等に使用されていたが、昭和50年（1975年）の規則改正に伴いアスベストの吹付け作業は禁止され、それ以降は施工されていない。<u>しかし、この時点では含有する吹付けロックウールについては、昭和55年まで使用されている。</u></p> <p>解体に伴う事前調査の際、<u>これらの時期に施工された建物であることが判明した場合は</u>、吹付けアスベストの有無を確認することが必要である。吹付けアスベストの施工されている場所としては、鉄骨造の耐火被覆が最も多いが、RC造の場合でも壁・天井の吸音・断熱・結露防止剤として用いられている場合も多く、注意が必要である。</p>	167	上から 11 行目	<p>① 吹付けアスベスト</p> <p>吹付けアスベストは、昭和30年頃から鉄骨部材の耐火被覆、壁・天井等の吸音、断熱、結露防止等に使用されていたが、昭和50年（1975年）の規則改正に伴いアスベストの吹付け作業は禁止され、それ以降は施工されていない。<u>一方、石綿を含有する吹付けロックウールについては、ロックウール業界の自主規制として、カラー吹付け石綿などの例外を除けば、1980（昭和55）年には石綿含有吹付けロックウール（乾式）、1989（平成元）年には石綿含有吹付けロックウール（湿式）について、それぞれ石綿の含有量をゼロにした。</u></p> <p>解体に伴う事前調査の際、<u>これらを理解した上で</u>、吹付けアスベストの有無を確認することが必要である。吹付けアスベストの施工されている場所としては、鉄骨造の耐火被覆が最も多いが、RC造の場合でも壁・天井の吸音・断熱・結露防止剤として用いられている場合も多く、注意が必要である。</p>
168	上から 6 行目	～要である。	168	上から 6 行目	～要である。 <u>このため、「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要がある。</u>
171	上から 3 行目	～がなくては <u>物を作る</u> ことができないし、正しい動作ですぐに作業にかかれない。	171	上から 3 行目	～がなくては <u>仕事をする</u> ことができないし、正しい動作ですぐに作業にかかれない。

(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)																														
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																												
180	図 5-4-2	(赤枠内を右記に差し替え)	180	図 5-4-2																													
181	下から 5 行目	<p>作業主任者：皆さん今日の体調はどうですか。</p> <p>作業者全員：<u>大丈夫です。</u></p>	181	下から 5 行目	<p>作業主任者：皆さん今日の体調はどうですか。昨日はよく眠れましたか？</p> <p>作業者全員：<u>はい！よく眠れました。</u></p> <p>作業主任者：<u>A さん、朝ご飯はおいしく食べましたか？</u></p> <p>作業者 (A)：<u>はい、今朝はご飯とみそ汁、納豆つきでしっかり食べてきました！</u></p> <p>作業主任者：<u>それはよかった！ほかの者も食事はしっかり、おいしく食べてきたかな？</u></p> <p>作業者全員：<u>はい！</u></p> <p>作業主任者：<u>調子の悪い人はいないかな？</u></p> <p>作業者全員：<u>大丈夫です！</u></p> <p><u>作業主任者は、睡眠、食事、体調の三つの問いかけを行い、全員の姿勢や顔色などの表情を観察し、健康状態を確認する。</u></p> <p>作業主任者：今日の作業の手配と注意することについて話します。</p> <p>今日は、3 階スラブの解体と、地上では解体したガラの搬出作業を行います。3 階スラブ解体は A さん、B さんは足場から散水、ガラの積込みと搬～</p>																												
182	下から 8 行目	<p>作業者全員：<u>はい。わかりました。</u></p> <p>作業主任者：<u>それから、皆、体調はいいようだが、D さん風邪の具合はどうか。</u></p> <p>作業者 (D)：<u>ええ、昨日薬を飲んで早く休んだので、すっかり良くなりました。</u></p> <p>作業主任者：<u>それは良かった。</u></p> <p><u>じゃあ、作業開始前に持場を良く点検してから、作業をはじめてください。</u></p>	182	下から 3 行目	<p>作業者全員：<u>はい。わかりました。</u></p> <p>作業主任者：<u>じゃあ、作業開始前に持場を良く点検してから、作業をはじめてください。</u></p>																												
183	表 5-5-1	(赤枠内を右記に差し替え)	183	表 5-5-1																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業主任者</th> <th>作業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①身体の様子</td> <td>a 身体の様子はいい</td> </tr> <tr> <td>②今日の作業指示と作業者の配置の指示</td> <td>b 今日の仕事と配置の確認</td> </tr> <tr> <td>③服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認指示</td> <td>c 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認</td> </tr> <tr> <td>④墜落防止のためのフックの使用指示</td> <td>d 安全帯の確実な使用</td> </tr> <tr> <td>⑤重機作業範囲内の立入禁止</td> <td>e 立入禁止措置の実施</td> </tr> <tr> <td>⑥作業開始前点検の指示</td> <td>f 作業開始前の持場点検の実施</td> </tr> </tbody> </table>			作業主任者	作業者	①身体の様子	a 身体の様子はいい	②今日の作業指示と作業者の配置の指示	b 今日の仕事と配置の確認	③服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認指示	c 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認	④墜落防止のためのフックの使用指示	d 安全帯の確実な使用	⑤重機作業範囲内の立入禁止	e 立入禁止措置の実施	⑥作業開始前点検の指示	f 作業開始前の持場点検の実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業主任者</th> <th>作業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①健康状態 (睡眠、食事、体調)</td> <td>a 健康状態はいい</td> </tr> <tr> <td>②今日の作業指示と作業者の配置の指示</td> <td>b 今日の仕事と配置の確認</td> </tr> <tr> <td>③服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認指示</td> <td>c 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認</td> </tr> <tr> <td>④墜落防止のためのフックの使用指示</td> <td>d 安全帯の確実な使用</td> </tr> <tr> <td>⑤重機作業範囲内の立入禁止</td> <td>e 立入禁止措置の実施</td> </tr> <tr> <td>⑥作業開始前点検の指示</td> <td>f 作業開始前の持場点検の実施</td> </tr> </tbody> </table>			作業主任者	作業者	①健康状態 (睡眠、食事、体調)	a 健康状態はいい	②今日の作業指示と作業者の配置の指示	b 今日の仕事と配置の確認	③服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認指示	c 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認	④墜落防止のためのフックの使用指示	d 安全帯の確実な使用	⑤重機作業範囲内の立入禁止	e 立入禁止措置の実施	⑥作業開始前点検の指示	f 作業開始前の持場点検の実施
作業主任者	作業者																																
①身体の様子	a 身体の様子はいい																																
②今日の作業指示と作業者の配置の指示	b 今日の仕事と配置の確認																																
③服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認指示	c 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認																																
④墜落防止のためのフックの使用指示	d 安全帯の確実な使用																																
⑤重機作業範囲内の立入禁止	e 立入禁止措置の実施																																
⑥作業開始前点検の指示	f 作業開始前の持場点検の実施																																
作業主任者	作業者																																
①健康状態 (睡眠、食事、体調)	a 健康状態はいい																																
②今日の作業指示と作業者の配置の指示	b 今日の仕事と配置の確認																																
③服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認指示	c 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認																																
④墜落防止のためのフックの使用指示	d 安全帯の確実な使用																																
⑤重機作業範囲内の立入禁止	e 立入禁止措置の実施																																
⑥作業開始前点検の指示	f 作業開始前の持場点検の実施																																

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
186	図 5-5-1	(赤枠内を右記に差し替え)	186	図 5-5-1	
188	図 5-5-2	(右記に差し替え)	188	図 5-5-2	
191	図	(右記に差し替え)	191	図	
195	上から5行目	酸素欠乏症、硫化水素中毒、一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒等の危険のある作業では、測定、換気などを行う。～	195	上から5行目	酸素欠乏症、硫化水素中毒、一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒等の危険のある作業及び化学物質を取扱う作業では、測定、換気などを行う。～
200	図	(赤枠内を右記に差し替え)	200	図	

(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
206	下から 4 行目	～防止に資する <u>よう</u> 努めなければなら ない。	206	下から 4 行目	～防止に資する <u>ように</u> 努めなければなら ない。
208	上から 3 行目	10 土止め支保工の切りばり又は腹 <u>お</u> こし の取付け又は取り <u>はず</u> しの作業	208	上から 3 行目	10 土止め支保工の切りばり又は腹 <u>起</u> こし の取付け又は取り <u>外</u> しの作業
208	下から 12 行目	～又は石綿等を試験研究のため製造する作 業	208	下から 12 行目	～又は石綿等を試験研究のため製造する作 業 <u>(以下本文省略)</u>
208	下から 2 行目	～これらの労働者の作業が同一の場所にお いて行われることによって生 <u>じ</u> る労働災害 を防止するため、～	208	下から 2 行目	～これらの労働者の作業が同一の場所にお いて行われることによって生 <u>ず</u> る労働災害 を防止するため、～
210	図	(赤枠内を右記に差し替え)	210	図	
<p>〈参考〉</p> <p>(それぞれの事業者主体の管理体制) (混在作業現場の管理体制)</p> <p>一定の管理を必要とする作業: 作業主任者</p> <p>10名以上50名未満: 安全衛生推進者</p> <p>50名以上: 産業医、安全衛生委員会、安全衛生管理者、衛生管理者</p> <p>100名以上: 経営安全衛生管理者</p> <p>20名以上(ずい道、圧気、一定の橋梁、鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物): 元請(一次の請負人)、二次の請負人</p> <p>50名以上(ずい道、圧気、一定の橋梁、鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物): 元請(一次の請負人)、二次の請負人</p> <p>すべての混在作業現場: 安全衛生責任者(安全衛生責任者)、安全衛生責任者(元請)、安全衛生責任者(二次)、安全衛生責任者(三次)</p> <p>災害防止協議会(元請・二次の請負人)</p> <p>店社安全衛生管理者</p> <p>統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任</p> <p>店社安全衛生管理者の選任</p> <p>ずい道工事、圧気工事のうち一定のもの、鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設工事、左記以外の建設工事</p>			<p>〈参考〉</p> <p>(それぞれの事業者主体の管理体制) (混在作業現場の管理体制)</p> <p>一定の管理を必要とする作業: 作業主任者</p> <p>10名以上50名未満: 安全衛生推進者</p> <p>50名以上: 産業医、安全衛生委員会、安全衛生管理者、衛生管理者</p> <p>100名以上: 経営安全衛生管理者</p> <p>20名以上(ずい道、圧気、一定の橋梁、鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物): 元請(一次の請負人)、二次の請負人</p> <p>50名以上(ずい道、圧気、一定の橋梁、鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物): 元請(一次の請負人)、二次の請負人</p> <p>すべての混在作業現場: 安全衛生責任者(安全衛生責任者)、安全衛生責任者(元請)、安全衛生責任者(二次)、安全衛生責任者(三次)</p> <p>災害防止協議会(元請・二次の請負人)</p> <p>店社安全衛生管理者</p> <p>統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任</p> <p>店社安全衛生管理者の選任</p> <p>ずい道工事、圧気工事のうち一定のもの、鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設工事、左記以外の建設工事</p>		
211	上から 2 行目	第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 1 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険 (事業者の講ずべき措置) 第21条 事業者は、～	211	上から 2 行目	(事業者の講ずべき措置) 第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 1 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険 第21条 事業者は、～
211	下から 10 行目	第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、 <u>防温</u> 、 <u>保湿</u> 、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持ため必要な措置を講じなければならない。	211	下から 10 行目	第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、 <u>保湿</u> 、 <u>防温</u> 、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持ため必要な措置を講じなければならない。

(旧版) 改訂8版5刷(令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版(令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
212	上から 5行目	第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、～	212	上から 5行目	(事業者の行うべき調査等) 第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等(第57条第1項の政令で定める物及び第57条の2第1項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。)を調査し、～
213	下から 12行目	～事業者である請負人を含む。第31条の3において同じ。)～	213	下から 12行目	～事業者である請負人を含む。第31条の4において同じ。)～
215	上から 11行目	第5章 機械等及び有害物に関する規制	215	上から 11行目	第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制
215	下から 14行目	「政令」(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)	215	下から 15行目	「政令」 (厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)
218	下から 14行目	3 前2号に掲げるもののほか、～	218	下から 14行目	3 前2号に掲げるもののほか、～
219	下から 2行目	16 制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、～	219	下から 2行目	16 制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、～
220	上から 2行目	第62条 事業者は、中高年齢者その他の労働災害の防止上その就業に～	220	上から 2行目	第62条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に～
221	上から 10行目	4 前3号に掲げるもののほか、～	221	上から 10行目	4 前3号に掲げるもののほか、～
223	下から 8行目	3 前2項に定めるもののほか、～	223	下から 8行目	3 前2項に定めるもののほか、～
223	下から 1行目	2 前条題3項の規定は、前項の講習について準用する。	223	下から 1行目	2 前条第3項の規定は、前項の講習について準用する。
224	下から 1行目	2 省略	224	下から 1行目	2～4 省略
226	下から 8行目	4 前3号に掲げるもののほか、～	226	下から 8行目	4 前3号に掲げるもののほか、～
227	上から 7行目	(参照)政令第13条、別表第8は、労働安全衛生法の第42条の下段に示している。	227	上から 7行目	(参照)政令第13条、別表第8は、労働安全衛生法の第42条に示している。
227	下から 3行目	～ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。	227	下から 2行目	(削除)

(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
228	上から 2 行目	2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い <u>法</u> に関すること。	228	上から 2 行目	2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い <u>方法</u> に関すること。
228	上から 15 行目	<u>4～8の2</u> 省略	228	上から 15 行目	<u>4～8</u> 省略
228	下から 11 行目	<u>20～28</u> 省略	228	下から 11 行目	<u>20～28の5</u> 省略
228	下から 4 行目	37 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第4条第1項の <u>石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務</u>	228	下から 4 行目	37 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第4条第1項に <u>掲げる作業に係る業務</u>
228	下から 2 行目	38 <u>東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染則」という。）第2条第7項の除染等業務及び同条第8項の特定線量下業務</u>	228	下から 2 行目	38 <u>除染則</u> 第2条第7項の除染等業務及び同条第8項の特定線量下業務
229	上から 4 行目下 石綿則	<u>石綿則 第4条 第1項</u> 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第5項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。	229	上から 2 行目下 石綿則	<u>石綿則</u> <u>（作業計画）</u> <u>第4条</u> 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第5項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。 <u>2～3 省略</u> <u>（事前調査の結果等の報告）</u> <u>第4条の2</u> 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					<p>1 <u>建築物の解体工事(当該工事に係る部分の床面積の合計が80平方メートル以上であるものに限る。)</u></p> <p>2 <u>建築物の改修工事(当該工事の請負代金の額が100万円以上であるものに限る。)</u></p> <p>3 <u>工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)</u>の解体工事又は改修工事 (当該工事の請負代金の額が100万円以上であるものに限る。)</p> <p>4 <u>船舶(総トン数20トン以上の船舶に限る。)</u>の解体工事又は改修工事</p> <p>2 <u>前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第3条第3項第3号から第8号までの場合においては、第1号から第4号までに掲げるものに限る。)</u>とする。</p> <p>1 <u>第3条第7項第1号から第4号までに掲げる事項及び労働保険番号</u></p> <p>2 <u>解体工事又は改修工事の実施期間</u></p> <p>3 <u>前項第1号に掲げる工事にあつては、当該工事の対象となる建築物(当該工事に係る部分に限る。)</u>の床面積の合計</p> <p>4 <u>前項第2号又は第3号に掲げる工事にあつては、当該工事に係る請負代金の額</u></p> <p>5 <u>第3条第7項第5号、第8号及び第9号に掲げる事項の概要</u></p> <p>6 <u>前条第1項に規定する作業を行う場合にあつては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名</u></p> <p>7 <u>材料ごとの切断等の作業(石綿を含有する材料に係る作業に限る。)</u>の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法</p> <p>3 <u>第1項の規定による報告は、様式第1号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出</u></p>

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
					<p>することをもつて代えることができる。</p> <p>4 第1項各号に掲げる工事を同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを1の契約で請け負ったものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>5 第1項各号に掲げる工事の一部を請負人に請け負わせている事業者（当該仕事の一部を請け負わせる契約が2以上あるため、その者が2以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。）があるときは、当該仕事の作業の全部について、当該事業者が同項の規定による報告を行わなければならない。</p>
229	下から 9行目	1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。	230	下から 9行目	1 法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
230	別表第3 (下欄) 下から 18行目	2 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者～	231	別表第3 (下欄) 下から 18行目	2 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工技術検定に合格した者～
230	別表第3 (下欄) 下から 9行目	2 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者～	231	別表第3 (下欄) 下から 9行目	2 建設業法施行令第34条に規定する建設機械施工技術検定に合格した者～
232	下から 3行目	～るもの又は就こうとするものは、これを滅失し、又は損傷したときは、～	233	下から 3行目	～るもの又は就こうとするものは、これを滅失し、又は損傷したときは、～
234	上から 10行目の 下	(3を追加)	235	上から 10行目の 下	3 石綿則第47条第1項又は第48条の3第1項の規定による申請をした者が行う別表第7の25の項の上欄に掲げる機械等の設置については、法第88条第1項の規定による届出は要しないものとする。
234	上から 16行目	(第18条の2の場所において行われるものに限る。)	235	上から 19行目	(第18条の2の2の場所において行われるものに限る。)

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
234	上から 17行目の 下	(5の3を追加)	235	上から 20行目の 下	<u>5の3 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。)</u> を行う仕事
234	上から 18行目	5の <u>3</u> <u>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1号第5号に掲げる～</u>	235	上から 25行目	5の <u>4</u> <u>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる～</u>
235	別表第9 (下欄) 上から 5行目	(2) <u>建築士法(昭和25年法律第202号)第12条の1級建築士試験に合格したこと。</u> (3) <u>建設業法施行令第27条の3</u> に規定する1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。	236	別表第9 (下欄) 上から 5行目	(2) <u>建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第2項に規定する1級建築士の免許を受けることができる者であること。</u> (3) <u>建設業法施行令第34条</u> に規定する1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。
235	別表第9 (下欄) 上から 17行目	(2) <u>建築士法第12条の1級建築士試験に合格したこと。</u> (3) <u>建設業法施行令第27条の3</u> に規定する1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。	236	別表第9 (下欄) 上から 18行目	(2) <u>建築士法第4条第2項に規定するの1級建築士の免許を受けることができる者であること。</u> (3) <u>建設業法施行令第34条</u> に規定する1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。
235	別表第9 (下欄) 下から 17行目	(3) <u>建築士法第12条の1級建築士試験に合格したこと。</u>	236	別表第9 (下欄) 下から 2行目	(3) <u>建築士法第4条第2項に規定する1級建築士の免許を受けることができる者であること。</u>
235	別表第9 (下欄) 下から 16行目	ロ <u>建築工事における安全衛生の実務に～</u>	237	別表第9 (下欄) 上から 1行目	ロ <u>建設工事における安全衛生の実務に～</u>
235	別表第9 (下欄) 下から 2行目	(4) <u>建設業法施行令第27条の3</u> に規定する1級土木施工管理技術検定に合格したこと。	237	別表第9 (下欄) 上から 15行目	(4) <u>建設業法施行令第34条</u> に規定する1級土木施工管理技術検定に合格したこと。
236	別表第9 (下欄) 上から 6行目	～の仕事 <u>橋梁(りょう)の建設</u> の仕事	237	別表第9 (下欄) 上から 22行目	～の仕事 <u>橋梁の建設</u> の仕事
237	下から 12行目	第151条の79 事業者は、コンベヤーから荷が落下することによる <u>労働者</u> に危険を及ぼす～	239	下から 12行目	第151条の79 事業者は、コンベヤーから荷が落下することにより <u>労働者</u> に危険を及ぼす～

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
237	下から 2行目	第151条の82 事業者は、コンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に次の事項について～	239	下から 3行目	第151条の82 事業者は、コンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、 <u>次</u> の事項について～
240	下から 10行目	1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に <u>おろす</u> こと。 2 原動機を止め、 <u>及び</u> 走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。	242	下から 10行目	1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に <u>下ろす</u> こと。 2 原動機を止め、 <u>かつ</u> 、走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。
241	上から 4行目	3 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅、 <u>強度及び</u> こう配を確保すること。	243	上から 4行目	3 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅 <u>及び</u> 強度 <u>並びに</u> 適度な勾配を確保すること。
243	上から 6行目	第165条 事業者は、車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着 <u>又は</u> 取り外しの作業を行うときは、～	245	上から 7行目	第165条 事業者は、車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着 <u>若しくは</u> 取り外しの作業を行うときは、～
243	下から 10行目	～を行うときは、 <u>ア</u> タッチメントが倒壊すること等による～	245	下から 9行目	～を行うときはアタッチメントが倒壊すること等による～
244	上から 4行目	(<u>定期自主検査</u>)を削除	246	上から 5行目	
245	上から 16行目	～ては、みだりに、火気その他点火源となる <u>もの</u> に接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、～	247	上から 16行目	～ては、みだりに、火気その他点火源となる <u>おそれのあるもの</u> に接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、～
245	下から 10行目	別表第1 危険物	247	下から 10行目	別表第1 危険物 (<u>第1条、第6条、第9条の3関係</u>)
245	下から 8行目	5 可燃性のガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、プロパン、ブタンその他の温度15度、～	247	下から 8行目	5 可燃性のガス(水素、アセチレン、 <u>エタン</u> 、プロパン、ブタンその他の温度15度、～
248	上から 6行目	(<u>消火設備等</u>)	250	上から 6行目	(<u>消火設備</u>)
248	下から 5行目	～ておき、かつ、再点火できないように措置を講じ、 <u>その5分以上経過した後</u> でなければ、～	250	下から 5行目	～ておき、かつ、再点火できないように措置を講じ、 <u>その後5分以上経過した後</u> でなければ、～
251	上から 11行目	～ある場所について当該ガスの濃度を測定させること。～	253	上から 11行目	～ある場所について、 <u>当</u> 該ガスの濃度を測定させること。～
253	下から 3行目	(<u>電動</u> 機械器具の操作部分の照度) 第335条 事業者は、 <u>電動</u> 機械器具の操作の際に、感電の危険又は誤操作による危険を防止するため、当該 <u>電動</u> 機械器具の操作部分について必要な照度を保持しなければ～	255	下から 3行目	(<u>電気</u> 機械器具の操作部分の照度) 第335条 事業者は、 <u>電気</u> 機械器具の操作の際に、感電の危険又は誤操作による危険を防止するため、当該 <u>電気</u> 機械器具の操作部分について必要な照度を保持しなければ～

(旧版) 改訂8版5刷(令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版(令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
254	下から 1行目	4 前第3号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、～	256	下から 1行目	4 前第3号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、～
256	上から 12行目	～配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じそれぞれ、同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。	258	上から 12行目	～配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。
256	下から 9行目	(地山掘削作業時の措置)を削除	258	下から 8行目	
257	上から 5行目	～する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、～	259	上から 5行目	～する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石、及びき裂の有無及び状態並びに含水、～
258	下から 11行目	第366条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下により労働者の危険を防止するため、～	260	下から 11行目	第366条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、～
259	下から 4行目	2 材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。	261	下から 4行目	2 材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。
260	上から 6行目	3 部材の接続部、取付け部及び交さ部の状態	262	上から 6行目	3 部材の接続部、取付け部及び交さ部の状態
260	下から 10行目	～る作業計画を定め、かつ当該作業計画により作業を行わなければならない。	262	下から 10行目	～る作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
261	上から 15行目	～ば、当該引倒し等の作業を行ってはならない。	263	上から 15行目	～ば、当該引倒し等の作業を行なわせてはならない。
263	下から 6行目	3 幅は、30センチメートル以上とすること。	265	下から 6行目	3 幅は30センチメートル以上とすること。
266	上から 2行目	～を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。	268	上から 2行目	～を設けること。
268	上から 4行目の下	(本足場の使用)を追加	270	上から 4行目の下	(本足場の使用) 第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

(旧版) 改訂8版5刷(令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版(令和6年9月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
271	下から 13行目	第567条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。	274	上から 3行目	第567条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して</u> 、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して</u> 、作業を開始する前に、次の事項について、点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。
272	上から 6行目	1 当該点検の結果	274	下から 10行目	1 当該点検の結果 <u>及び点検者の氏名</u>
272	上から 9行目	第568条 事業者は、つり足場における作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、 <u>前条第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げる事項について</u> 、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。	274	下から 7行目	第568条 事業者は、つり足場における作業を行なうときは、 <u>点検者を指名して</u> 、その日の作業を開始する前に、 <u>前条第2項第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について</u> 、点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。
273	上から 13行目	～レーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な <u>建設物</u> に固定させる等の措置を講ずること。	275	下から 3行目	～レーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な <u>建築物</u> に固定させる等の措置を講ずること。
274	上から 5行目	第571条 事業者は、令別表第8第1号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて <u>足場を構成するときは</u> 、 <u>前条第1項各号に定めるところによるほか</u> 、単管足場にあつては第1号から第4号まで、わく組足場にあつては第5号から第7号までに定めるところに <u>よらなければならない</u> 。	276	下から 12行目	第571条 事業者は、令別表第8第1号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて <u>構成される鋼管足場については</u> 、 <u>前条第1項に定めるところによるほか</u> 、単管足場にあつては第1号から第4号まで、わく組足場にあつては第5号から第7号までに定めるところに <u>適合したものでなければ使用してはならない</u> 。
274	下から 3行目	～管足場用鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いる <u>足場を構成するときは</u> 、～	277	上から 15行目	～管足場用鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて <u>構成される鋼管足場については</u> 、～

(旧版) 改訂8版5刷 (令和6年5月14日)			(新版) 改訂9版 (令和6年9月30日)																																
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																														
275	表	(赤枠内を右記に差し替え)	277	表																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(上欄)</th> <th>(下欄)</th> </tr> <tr> <th>鋼管の肉厚と外径との比例</th> <th colspan="2">係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉厚が外径の14分の1以上:</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>肉厚が外径の20分の1以上14分の1未満</td> <td colspan="2">0.9</td> </tr> <tr> <td>肉厚が外径の31分の1以上20分の1未満</td> <td colspan="2">0.8</td> </tr> </tbody> </table>			(上欄)		(下欄)	鋼管の肉厚と外径との比例	係数		肉厚が外径の14分の1以上:	1		肉厚が外径の20分の1以上14分の1未満	0.9		肉厚が外径の31分の1以上20分の1未満	0.8		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(上欄)</th> <th>(下欄)</th> </tr> <tr> <th>鋼管の肉厚と外径との比</th> <th colspan="2">係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉厚が外径の14分の1以上:</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>肉厚が外径の20分の1以上14分の1未満</td> <td colspan="2">0.9</td> </tr> <tr> <td>肉厚が外径の31分の1以上20分の1未満</td> <td colspan="2">0.8</td> </tr> </tbody> </table>			(上欄)		(下欄)	鋼管の肉厚と外径との比	係数		肉厚が外径の14分の1以上:	1		肉厚が外径の20分の1以上14分の1未満	0.9		肉厚が外径の31分の1以上20分の1未満	0.8	
(上欄)		(下欄)																																	
鋼管の肉厚と外径との比例	係数																																		
肉厚が外径の14分の1以上:	1																																		
肉厚が外径の20分の1以上14分の1未満	0.9																																		
肉厚が外径の31分の1以上20分の1未満	0.8																																		
(上欄)		(下欄)																																	
鋼管の肉厚と外径との比	係数																																		
肉厚が外径の14分の1以上:	1																																		
肉厚が外径の20分の1以上14分の1未満	0.9																																		
肉厚が外径の31分の1以上20分の1未満	0.8																																		
276	上から 9行目	第592条の3 事業者は、第36条第36号に規定する解体等の業務に係る作業を行うときは、～	278	上から 9行目	第592条の3 事業者は、第36条第36号に規定する解体等の業務に係る作業に労働者を従事させるときは、～																														
276	上から 11行目の 下	(2を追加)	278	上から 11行目の 下	<u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシソ類を含む物を除去した後に作業を行わなければならない旨を周知させなければならない。</u>																														
276	上から 16行目の 下	(2を追加)	278	上から 19行目の 下	<u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を行う作業場におけるダイオキシソ類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。</u>																														
276	上から 26行目の 下	(3を追加)	279	上から 3行目の 下	<u>3 事業者は、第1項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第592条の2第1項及び第2項の規定によるダイオキシソ類の濃度及び含有率の測定の結果に応じて、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、第1項ただし書の場合は、この限りでない。</u>																														
276	下から 1行目	～ときは、当該作業の指揮者を定め、その者に当該作業を指揮させるとともに、前3条～	279	上から 11行目	～ときは、当該作業の指揮者を定め、その者に当該作業を指揮させるとともに、前三条～																														
278	下から 14行目	～のおそれのある場所（関係請負人の労働者により当該埋設物等又は建設物に <u>近隣</u> する～	280	下から 14行目	～のおそれのある場所（関係請負人の労働者により当該埋設物等又は建設物に <u>近接</u> する～																														
279	下から 11行目	1 車両系建設機械のうち令別表第7号に掲げるもの（同表第5号に掲げるもの以外～	281	下から 11行目	1 車両系建設機械のうち令別表第7各号に掲げるもの（同表第5号に掲げるもの以外～																														

(旧版) 改訂 8 版 5 刷 (令和 6 年 5 月 14 日)			(新版) 改訂 9 版 (令和 6 年 9 月 30 日)																																						
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																				
282	下から 11 行目	～なう場合のそれぞれの最高の速度を、 <u>エレベータ</u> 、建設用リフト又は簡易リフトに～	284	下から 11 行目	～なう場合のそれぞれの最高の速度を、 <u>エレベーター</u> 、建設用リフト又は簡易リフトに～																																				
283	上から 2 行目	第10条 法第33条第1項の政令で定める <u>機械</u> は、次に掲げる機械等とする。	285	上から 2 行目	第10条 法第33条第1項の政令で定める <u>機械等</u> は、次に掲げる機械等とする。																																				
286	上から 16 行目	2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止する <u>ため</u> に次の事項を行なわなければならない。	288	上から 16 行目	2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止する <u>ため</u> に次の事項を行なわなければならない。																																				
288	上から 7 行目	～する <u>前に</u> 巻過防止装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ、～	290	上から 7 行目	～する <u>前に</u> 、巻過防止装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ、～																																				
292	上から 4 行目	～掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。	294	上から 4 行目	～掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、 <u>教本等必要な教材を用いて</u> 行うものとする。																																				
292	下の表	(赤枠内を右記に差し替え)	294	下の表																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(上 欄)</th> <th>(下 欄)</th> </tr> <tr> <th>受講の免除を受けることができる者</th> <th>範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第1条各号に掲げる者 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。)を修了したもの(解体についての技能を専攻した者に限る。)</td> <td>作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td> </tr> <tr> <td>3 職業訓練法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者</td> <td>作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に<u>関する</u>教育等に関する知識</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td>作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に<u>対する</u>教育等に関する知識</td> </tr> </tbody> </table>			(上 欄)	(下 欄)	受講の免除を受けることができる者	範 囲	1 第1条各号に掲げる者 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。)を修了したもの(解体についての技能を専攻した者に限る。)	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 職業訓練法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に <u>関する</u> 教育等に関する知識	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に <u>対する</u> 教育等に関する知識	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(上 欄)</th> <th>(下 欄)</th> </tr> <tr> <th>受講の免除を受けることができる者</th> <th>講 習 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第1条各号に掲げる者 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。)を修了したもの(解体についての技能を専攻した者に限る。)</td> <td>作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td> </tr> <tr> <td>3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者</td> <td>作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に<u>対する</u>教育等に関する知識</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td>作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に<u>対する</u>教育等に関する知識</td> </tr> </tbody> </table>			(上 欄)	(下 欄)	受講の免除を受けることができる者	講 習 科 目	1 第1条各号に掲げる者 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。)を修了したもの(解体についての技能を専攻した者に限る。)	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に <u>対する</u> 教育等に関する知識	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に <u>対する</u> 教育等に関する知識																
(上 欄)	(下 欄)																																								
受講の免除を受けることができる者	範 囲																																								
1 第1条各号に掲げる者 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。)を修了したもの(解体についての技能を専攻した者に限る。)	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識																																								
3 職業訓練法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に <u>関する</u> 教育等に関する知識																																								
職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に <u>対する</u> 教育等に関する知識																																								
(上 欄)	(下 欄)																																								
受講の免除を受けることができる者	講 習 科 目																																								
1 第1条各号に掲げる者 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。)を修了したもの(解体についての技能を専攻した者に限る。)	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識																																								
3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に <u>対する</u> 教育等に関する知識																																								
職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に <u>対する</u> 教育等に関する知識																																								
293	上の表	(赤枠内を右記に差し替え)	295	上の表																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(上 欄)</th> <th>(中 欄)</th> <th>(下 欄)</th> </tr> <tr> <th>講習科目</th> <th>範 囲</th> <th>講習時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>車両系建設機械(解体用)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法</td> <td>4 時間</td> </tr> <tr> <td>作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</td> <td>車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械(解体用)による一般的な作業方法</td> <td>5 時間</td> </tr> <tr> <td>運転に必要な一般的事項に関する知識</td> <td>車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法</td> <td>3 時間</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>労働安全衛生法、令及び労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)中の関係事項</td> <td>1 時間</td> </tr> </tbody> </table>			(上 欄)	(中 欄)	(下 欄)	講習科目	範 囲	講習時間	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	車両系建設機械(解体用)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4 時間	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械(解体用)による一般的な作業方法	5 時間	運転に必要な一般的事項に関する知識	車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	3 時間	関係法令	労働安全衛生法、令及び労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)中の関係事項	1 時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(上 欄)</th> <th>(中 欄)</th> <th>(下 欄)</th> </tr> <tr> <th>講習科目</th> <th>範 囲</th> <th>講習時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>車両系建設機械(解体用)(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第20条第12号の建設機械のうち令別表第7第6号に掲げる建設機械をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法</td> <td>4 時間</td> </tr> <tr> <td>作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</td> <td>車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械(解体用)による一般的な作業方法</td> <td>5 時間</td> </tr> <tr> <td>運転に必要な一般的事項に関する知識</td> <td>車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法</td> <td>3 時間</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>労働安全衛生法、令及び労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)中の関係事項</td> <td>1 時間</td> </tr> </tbody> </table>			(上 欄)	(中 欄)	(下 欄)	講習科目	範 囲	講習時間	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	車両系建設機械(解体用)(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第20条第12号の建設機械のうち令別表第7第6号に掲げる建設機械をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4 時間	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械(解体用)による一般的な作業方法	5 時間	運転に必要な一般的事項に関する知識	車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	3 時間	関係法令	労働安全衛生法、令及び労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)中の関係事項	1 時間
(上 欄)	(中 欄)	(下 欄)																																							
講習科目	範 囲	講習時間																																							
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	車両系建設機械(解体用)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4 時間																																							
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械(解体用)による一般的な作業方法	5 時間																																							
運転に必要な一般的事項に関する知識	車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	3 時間																																							
関係法令	労働安全衛生法、令及び労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)中の関係事項	1 時間																																							
(上 欄)	(中 欄)	(下 欄)																																							
講習科目	範 囲	講習時間																																							
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	車両系建設機械(解体用)(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第20条第12号の建設機械のうち令別表第7第6号に掲げる建設機械をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4 時間																																							
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械(解体用)による一般的な作業方法	5 時間																																							
運転に必要な一般的事項に関する知識	車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	3 時間																																							
関係法令	労働安全衛生法、令及び労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)中の関係事項	1 時間																																							